

コンタクトレンズに係る費用について

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準を関東信越厚生局に届出ております。

初診料は291点、再診料は76点、コンタクトレンズ検査料は200点です。

※診療点数はコンタクトレンズの処方又は経過観察のみ当てはまるもので、厚生労働省が定めた保険点数です。但し疾患等によっては、コンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

コンタクトレンズの診療を行う医師氏名

赤羽圭太	眼科診療経験	15年	赤羽聡子	眼科診療経験	14年
梶原伸吾	眼科診療経験	3年			

南長野医療センター篠ノ井総合病院 眼科